

# News Release

平成23年4月12日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うちガスこんろ(LPGガス用)1件、  
屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)1件、  
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 6件  
(うち囲炉裏座卓1件、美容用具1件、花火(打ち上げ花火)1件、  
ベビーカー1件、電気式浴室換気乾燥暖房機1件、電気ストーブ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 4件  
(うち電気湯沸器1件、電動車いす(ハンドル形)1件、  
カイロ(使い捨て式、貼るタイプ)1件、液晶テレビ1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A200800215、A200800217、A200800684、A200800727及びA201000970を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100016	平成23年3月11日	平成23年4月7日	電気湯沸器	火災	利用者が当該製品を使用中に外出した後、隣人が警報音と発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が事故を認識したのは、3月29日 平成23年4月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100017	平成23年3月25日	平成23年4月7日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	利用者(80歳代男性)が当該製品とともに側溝へ転落しているところを発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。転落時の状況も含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A201100020	平成23年3月24日	平成23年4月8日	カイロ(使い捨て式、貼るタイプ)	重傷1名	当該製品を使用中、発煙が生じ、当該製品及び衣服が焼損し、1名が負傷した。出火元も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201100021	平成23年3月10日	平成23年4月8日	液晶テレビ	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生し、1名が負傷した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、3月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件無し